

公営住宅等家賃対策補助金交付要領

平成 8 年 8 月 30 日
建設省住備発第87号
建設省住宅局長通知

最終改正 令和 8 年 4 月 7 日国住備第781号

第 1 通則

公営住宅（公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）第2条第二号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。）の家賃に係る国の補助金の交付等に関しては、法、公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号。以下「令」という。）、公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号。以下「施行規則」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、国土交通省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・建設省令第9号）及びその他関連通達に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

第 2 補助金の交付の対象

国は、公営住宅法の一部を改正する法律（平成 8 年法律第55号。以下「改正法」という。）の規定による改正後の法の規定に基づき整備された公営住宅については、この要領に基づき、家賃に係る補助を行うものとする。

- 2 国は、改正法附則第5項の規定に基づき、法の規定の適用を受ける住宅については、この要領に基づき、家賃に係る補助を行うことができる。
- 3 国は、地域優良賃貸住宅制度要綱（平成19年3月28日付け国住備第160号）第2条第十三号に規定する公営型地域優良賃貸住宅については、この要領に基づき家賃に係る補助を行うことができる。
- 4 平成7年度以前の年度の予算に係る国の補助（平成7年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成8年度以降の年度に支出すべきものとされた国の補助及び平成7年度以前の年度の歳出予算に係る国の補助で平成8年度以降の年度に繰り越されたものを含む。）を受けて供給された公営住宅については、この要領は適用せず、公営住宅等家賃対策補助金交付要綱（昭和55年12月20日付け建設省住建発第132号）によるものとする。ただし、事業主体が密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号。以下「密集市街地整備法」という。）第20条第2項又はマンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第80号）の規定による改正前のマンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成14年法律第78号。以下「旧マンション建替え円滑化法」という。）第118条第2項の規定により家賃を減額する公営住宅の家賃に係る補助については、この限りではない。

第3 入居者負担基準額

入居者負担基準額は、次のイに定める家賃算定基礎額に、ロからニまでに掲げる数値を乗じて得た額の月額とするものとする。

イ 家賃算定基礎額 入居者の収入（当年度家賃を設定するために用いた令第1条第三号に規定する収入をいう。以下同じ。）の区分に応じ、次の表に定める額

入居者の収入		家賃算定基礎額
(1)	104,000円以下の場合	34,400円
(2)	104,000円を超え、123,000円以下の場合	39,700円
(3)	123,000円を超え、139,000円以下の場合	45,400円
(4)	139,000円を超え、158,000円以下の場合	51,200円
(5)	158,000円を超え、186,000円以下の場合	58,500円
(6)	186,000円を超え、214,000円以下の場合	67,500円
(7)	214,000円を超え、259,000円以下の場合	79,000円
(8)	259,000円を超える場合	91,100円

ロ 市町村立地係数 当該公営住宅又は第2第3項に規定する住宅（以下「公営住宅等」という。）の存する市町村ごとに、公営住宅法第44条第3項並びに公営住宅法施行令第2条第1項第一号及び第三号並びに第3条第1項に規定する国土交通大臣が定める期間等（平成8年建設省告示第1783号。以下「告示」という。）第2号に定める数値

ハ 規模係数 当該公営住宅等の床面積の合計（共同住宅にあつては、共用部分の床面積を除く。以下同じ。）を65平方メートルで除した数値

ニ 経過年数係数 当該公営住宅等の構造及びその存する区域に応じ、告示第三号に定める数値

2 公営住宅等供給促進緊急助成事業費補助金交付要綱（平成10年12月11日建設省住備発第150号。以下「緊急助成事業要綱」という。）の規定に基づき国の補助を受けて土地の所有権を取得した公営住宅にあつては、入居者負担基準額は、第1項に規定する方法で算出した入居者負担基準額に、当該公営住宅の土地の所有権の取得費に1,000分の5.096を乗じた額を加算した額とするものとする。

3 緊急助成事業要綱の規定に基づき国の補助を受けて土地の所有権を取得した第2第3項に規定する住宅にあつては、入居者負担基準額は、第1項に規定する方法で算定した入居者負担基準額に、当該住宅の管理が開始された時点における家賃から平成19年3月28日付け国住備第160号により廃止される前の特定優良賃貸住宅供給促進事業等補助要領（平成5年7月30日付け建設省住建発第116号）第6第2項に規定する方法で算定した入居者負担基準額を控除した額に、緊急助成事業要綱に基づき補助対象とした用地取得費を緊急助成事業要綱第6に規定する方法で算定した補助対象限度額で除した数値を乗じて得た額を加算した額とするものとする。

4 一戸の床面積の合計が80㎡を超える公営住宅等に係る入居者負担基準額は、第1

項の規定にかかわらず、第1項の規定に基づき算定した入居者負担基準額に、80㎡を当該公営住宅等の床面積で除した数値を乗じた額とするものとする。

第4 補助対象月数

補助対象月数は、当該公営住宅等についての入居契約による入居可能日（家賃徴収の始期となる日をいう。以下同じ。）が月の初日である場合はその月から、その日が月の初日以外の日である場合は翌月から年度末までの期間とする。ただし、年度の途中において当該公営住宅等の滅失等その管理が終了した場合においては、その終了の日が月の初日であるときは前月まで、その日が月の初日以外の日であるときはその日の属する月までとする。

第5 補助対象戸数

補助対象戸数は、毎年10月1日（10月2日以降に新たに管理を開始する場合にあっては入居可能日、9月30日以前に管理を終了する場合にあってはその終了の日。以下「基準日」という。）現在において、現に管理されている公営住宅等（次の各号に掲げるものを除く。）の戸数とする。

一 空家住宅

二 法第28条第1項の規定に該当する者（以下「収入超過者」という。）又は収入が214,000円を超える者が入居している公営住宅等

2 前項第一号に掲げる住宅であって、次の各号のいずれかに掲げる者（収入が214,000円を超える者を除く。）が入居している公営住宅の戸数は、入居者が負担する家賃の額が令第2条を準用して得た額以下である場合に限り、同項の補助対象戸数に加えることができる。

一 災害により滅失又は損傷した住宅に当該災害が発生した日において居住していた者等（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第2条第二号又は住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成29年国土交通省令第63号。以下「住宅セーフティネット法施行規則」という。）第3条第十二号に掲げる者をいう。）

二 中国残留邦人等（住宅セーフティネット法施行規則第3条第二号に掲げる者をいう。）

三 児童虐待を受けた者（住宅セーフティネット法施行規則第3条第三号に掲げる者をいう。）

四 配偶者からの暴力を受けた者（住宅セーフティネット法施行規則第3条第四号に掲げる者をいう。）

五 ハンセン病療養所入所者等（住宅セーフティネット法施行規則第3条第五号に掲げる者をいう。）

六 北朝鮮当局によって拉致された被害者等（住宅セーフティネット法施行規則第3条第六号に掲げる者をいう。）

七 犯罪被害者等（住宅セーフティネット法施行規則第3条第七号に掲げる者をいう。）

- 八 ウクライナからの避難民（ウクライナからの避難民受け入れに伴う公営住宅への入居について（令和4年4月4日付け国住備第3号）第一各号の承認により入居している者をいう。）

第6 補助基本額の算定

公営住宅に係る補助基本額は、令第3条の規定に基づき算定した近傍同種の住宅の家賃の額（一戸の床面積の合計が80㎡を超える公営住宅にあっては、令第3条の規定に基づき算定した近傍同種の家賃の額に、80㎡を当該公営住宅の床面積で除した数値を乗じた額。以下「近傍同種の住宅の家賃の額」という。）から第3の規定に基づき算定した入居者負担基準額（以下「入居者負担基準額」という。）を控除した額に、第4の規定に基づき算定した補助対象月数の総和（以下「補助対象月数」という。）を乗じて得た額とする。ただし、入居者負担基準額が近傍同種の住宅の家賃の額を超える場合は、補助基本額は0円とする。

- 2 密集市街地整備法第20条第2項又は旧マンション建替え円滑化法第118条第2項の規定により家賃が減額された公営住宅に係る補助基本額は、前項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

一 第2第4項本文に規定する公営住宅にあっては、当該公営住宅の入居者負担基準額から当該公営住宅に入居する者が従前賃借していた延焼等危険賃貸住宅又は認定賃貸住戸の家賃の額を控除した額に、当該公営住宅の入居期間に応じて次の表に定める率及び補助対象月数を乗じて得た額（以下「減額相当補助基本額」という。）とする。

入居期間	率
1年以下の場合	6分の5
1年を超え2年以下の場合	3分の2
2年を超え3年以下の場合	2分の1
3年を超え4年以下の場合	3分の1
4年を超え5年以下の場合	6分の1

二 第2第1項に規定する公営住宅又は第2第2項に規定する住宅にあっては、前項の規定に基づき算定した補助基本額に減額相当補助基本額を加えた額とする。

- 3 第2第3項に規定する住宅に係る補助基本額は、家賃（限度額家賃（準特定優良賃貸住宅制度要綱第13第1項ただし書きに規定する高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第115号。以下「高齢者法施行規則」という。）第32条の規定に準じて算定した額）又は変更限度額家賃（高齢者法施行規則第33条第1項の基準に該当する場合において同条第2項に準じて算定した額）を超える場合にあっては当該限度額家賃又は変更限度額家賃。以下同じ。）から入居者負担額を控除した額に補助対象月数を乗じて得た額とする。ただし、家賃（一戸の床面積の合計が80㎡を超える第2第3項に規定する住宅にあっては、当該家賃に、80㎡

を当該住宅の床面積で除した数値を乗じた額。30万円を超える場合は30万円。) から、第3の規定に基づき算定した入居者負担基準額を控除した額に補助対象月数を乗じて得た額を限度とする。

- 4 前3項の補助基本額の算定は、公営住宅等の団地別、管理開始年度別、構造別、床面積別及び第3イに規定する入居者の収入の区分別に行うものとする。
- 5 公営住宅の借上げを行う場合であって、当該借上げに要する費用の月割額（一戸の床面積の合計が80㎡を超える公営住宅にあつては、借上げに要する費用の月割額に、80㎡を当該公営住宅の床面積で除した数値を乗じた額。以下「借上月割額」という。）が近傍同種の住宅の家賃の額を下回るときの補助基本額は、近傍同種の住宅の家賃の額から借上月割額を控除した額に補助対象月数を乗じて得た額を、第1項又は第2項において算定された額から控除した額とする。ただし、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第8条第1項の規定に基づいて選定された民間事業者が同法第14条第1項の規定に基づき借上げに係る公営住宅等を建設、維持又は管理する事業（以下「PFI事業」という。）を行い、PFI事業終了後に地方公共団体が当該公営住宅等の所有権を取得する方式によるものであって、地方公共団体が当該公営住宅等の建設を行う者に対し建設に要する費用を補助するものについては、適用しない。

第7 補助金の額の算定

公営住宅等の家賃に係る国の補助金（以下「国の補助金」という。）の額は、第6の規定に基づき算定した補助基本額（以下「補助基本額」という。）に2分の1を乗じて得た額とする。

- 2 法第8条第1項の規定による国の補助に係る公営住宅又は同項各号のいずれかに該当する場合において事業主体が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借上げをした公営住宅に係る国の補助金の額は、前項の規定にかかわらず、補助基本額に3分の2を乗じて得た額とする。ただし、法第17条第2項ただし書に規定する戸数を超える分については、この限りでない。
- 3 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年 法律第150号）第22条第1項の規定の適用を受けて建設若しくは買取りをした公営住宅又は同項に規定する政令で定める地域にあった住宅であつて激甚災害により滅失したものにその災害の当時居住していた低額所得者に転貸するため借上げをした公営住宅に係る国の補助金の額は、前2項の規定にかかわらず、補助基本額に3分の2（最初の5年間は、4分の3）を乗じて得た額とする。ただし、法第17条第3項ただし書に規定する戸数を超える分については、この限りでない。
- 4 国の補助金の額の算定に当たっては、補助基本額に相当する国費が千円単位の額となるものとし、端数は切り捨てるものとする。

第8 補助金の交付の期間

国の補助金の交付の期間は、建設等に係る公営住宅等にあつては20年（事業主体

が当該公営住宅の建設等に伴い、当該公営住宅の建設等に必要な土地の所有権、地上権又は賃借権（以下「所有権等」という。）を新たに取得しない場合には10年）、借上げに係る公営住宅にあっては当該公営住宅の借上げに係る契約上の存続期間（第6第5項ただし書きに掲げるもので、土地の所有権等を新たに取得する場合にあっては20年、土地の所有権等を新たに取得しない場合にあっては10年）とする。ただし、第2第2項又は第2第3項に規定する住宅にあっては、既に家賃に係る国の補助を受けた年数（この要領の規定に基づき、国の補助を受けた年数を除く。）を控除するものとする。

- 2 減額相当補助基本額に係る国の補助金の交付の期間は、前項の規定にかかわらず、密集市街地整備法第20条第1項又は旧マンション建替え円滑化法第118条第1項の規定により入居した者が当該公営住宅に入居した日から起算して5年とする。

第9 公営住宅建替事業等を実施する場合の家賃に係る国の補助の特例

公営住宅の入居者が公営住宅建替事業等により新たに整備された公営住宅に入居する場合（第6項の規定により定められた場合をいう。以下同じ。）において、新たに入居する公営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなるときの第6に規定する補助基本額の算定における入居者負担基準額は、第3の規定にかかわらず、第3第1項の規定に基づき算定した新たに入居する公営住宅の入居者負担基準額（以下「新たに入居する公営住宅の入居者負担基準額」という。）から、当該入居者負担基準額から第3第1項の規定に基づき算定した従前の公営住宅の最終の入居者負担基準額（以下「従前の公営住宅の最終の入居者負担基準額」という。）を控除した額に、新たに入居した公営住宅の入居期間に応じて第6第2項第一号の表に定める率を乗じた額を控除した額とする。

- 2 前項の新たに入居する公営住宅の入居者負担基準額は、収入超過者にあっては、近傍同種の住宅の家賃の額から新たに入居する公営住宅の入居者負担基準額を控除して得た額に当該入居者の収入に応じて次の表に定める率を乗じて得た額を入居者負担基準額に加えて得た額とし、法第29条第1項の規定に該当する者又は法第16条第1項ただし書の規定に該当する者（以下「高額所得者等」という。）にあっては、近傍同種の住宅の家賃の額とする。

年 度	入居者の収入			
	158,000 円 を 超 え , 186,000 円 以 下 の 場 合	186,000 円 を 超 え , 214,000 円 以 下 の 場 合	214,000 円 を 超 え , 259,000 円 以 下 の 場 合	259,000 円 を 超 える 場 合
初年度（法第 28 条 第 2 項 の 規 定 に よ り 当 該 公 営 住 宅 の 家 賃 が 定 め ら れ	5 分 の 1	4 分 の 1	2 分 の 1	1

ることとな った年度を いう。以下こ の表におい て同じ。)				
初年度の翌 年度	5分の2	4分の2	1	1
初年度の 翌々年度	5分の3	4分の3	1	1
初年度から 起算して3 年度を経過 した年度	5分の4	1	1	1
初年度から 起算して4 年度の以上 を経過した 年度	1	1	1	1

- 3 第1項の従前の公営住宅の最終の入居者負担基準額は、収入超過者にあつては、退去日における従前の公営住宅の近傍同種の住宅の家賃の額から退去日において適用される従前の公営住宅の最終の入居者負担基準額を控除して得た額に当該入居者の収入に応じて退去日における前項の表に定める率を乗じて得た額を入居者負担基準額に加えて得た額とし、高額所得者等にあつては、退去日における近傍同種の住宅の家賃の額とする。ただし、改正法の規定による改正前の公営住宅法（以下「旧法」という。）の規定に基づいて供給された公営住宅を平成10年3月31日以前に退去した場合の従前の公営住宅の最終の入居者負担基準額は、旧法第12条又は第13条の規定による家賃の額とし、退去日において旧法第21条の2第1項の規定に該当する者にあつては旧法第12条又は第13条の規定による家賃の額に旧法第21条の2第2項又は第3項の規定による割増賃料を加えて得た額とする。
- 4 第1項又は第2項の規定の適用を受ける場合において、新たに入居する公営住宅が緊急助成事業要綱の規定に基づき国の補助を受けて土地の所有権を取得した場合にあつては、入居者負担基準額は、第1項から第3項に規定する方法で算定した入居者負担基準額に、当該公営住宅の土地の所有権の取得費に1,000分の5.096を乗じた額を加算した額（当該額が近傍同種の住宅の家賃を超える場合にあつては、近傍同種の住宅の家賃の額）とする。
- 5 第1項又は第2項の規定の適用を受ける場合において、新たに入居する公営住宅の一戸の床面積の合計が80㎡を超える場合にあつては、入居者負担基準額は、第1項から第3項に規定する方法で算定した入居者負担基準額に、80㎡を当該公営住宅の床面積で除した数値を乗じた額とする。
- 6 第1項の公営住宅の入居者を公営住宅建替事業等により新たに整備された公営住宅に入居させる場合は、次のいずれかに該当する場合とする。

- 一 法第2条第十五号に規定する公営住宅建替事業により除却される公営住宅の入居者を当該事業により新たに整備された公営住宅に入居させる場合
- 二 法第44条第3項の規定による公営住宅の用途廃止による公営住宅の除却に伴い、当該公営住宅の入居者を他の公営住宅に入居させる場合

第10 補助金交付申請等

事業主体の長は、国の補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書を作成し、別に定める期間内に、事業主体が都道府県又は指定都市にあっては地方整備局長、北海道開発局長又は沖縄総合事務局長（以下「地方整備局長等」という。）を経由して国土交通大臣に、事業主体が指定都市以外の市町村（特別区を含む。）にあっては都道府県知事に提出しなければならない。

- 2 都道府県知事は、指定都市以外の市町村（特別区を含む。）である事業主体から補助金交付申請書を受理したときは、申請の内容が関係法令等に適合しているかどうかを審査し、適合していると認めたときは、当該申請書に審査意見書を添付して、速やかに地方整備局長等を経由して国土交通大臣に進達しなければならない。

第11 交付決定

国土交通大臣は、地方整備局長等が補助金交付申請書を受理したときは、これを審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、地方整備局長等は、事業主体が都道府県又は指定都市であるときは当該事業主体の長に、指定都市以外の市又は町村であるときは都道府県知事を経由して、事業主体の長に通知するものとする。

第12 額の確定

地方整備局長等は、国土交通大臣が都道府県又は指定都市である事業主体に対して、補助金の交付の決定をしたときは、速やかに当該補助金の額の確定を行うものとする。

- 2 都道府県知事は、指定都市以外の市又は町村である事業主体に対して、地方整備局長等から当該事業主体に対する補助金の交付の決定の通知があった後、速やかに、当該補助金の実績報告書に基づき、額の確定を行うものとする。

第13 指導監督

都道府県知事は、公営住宅等の家賃に係る補助金の交付申請等について、事業主体である指定都市以外の市又は町村に対し、必要な指示を行い、報告を求め、必要があると認めるときは、実地に検査しなければならない。

第14 指導監督交付金

国土交通大臣は、第13の規定により都道府県知事が行う指導監督に要する費用として、当該都道府県知事の管轄する市町村（指定都市を除く。）の当該年度における国の補助の対象となる額に0.002を乗じて得た額に相当する指導監督交付金を、都道府県に交付するものとする。

- 2 都道府県知事は、指導監督交付金の交付申請をしようとするときは、指導監督交付金申請書を地方整備局長等を経由して国土交通大臣に、指導監督実績報告書を地方整備局長等に別に定める期間内に提出しなければならない。
- 3 都道府県知事は、指導監督交付金の使途については、「住宅局所管補助事業の附帯事務費等の使途基準について」（平成7年11月20日付け建設省住総発第172号）に定める使途基準に従って指導監督交付金を使用するものとする。
- 4 国土交通大臣は、地方整備局長等が第2項による交付申請書の内容を審査し、適当と認めたときは、当該交付金の交付の決定を行うものとする。
- 5 地方整備局長等は、国土交通大臣が前項による交付の決定を行ったときは、第2項による実績報告書の内容を審査し、当該内容を適当と認めたときは額の確定を行うものとする。

第15 書類の様式

公営住宅等の家賃に係る国の補助に関する書類の様式は、下表によるものとする。

事 項	書類の名称	様 式	添付書類等
補助金の交付申請	補助金交付申請書	別記様式第1	交付申請書の算出方法
補助金の交付申請書の進達	補助金交付申請審査意見書	別記様式第2	
指導監督交付金の交付申請	指導監督交付金申請書 指導監督実績報告書	別記様式第3 別記様式第4	

附 則

- 1 この要領は、平成8年8月30日から適用する。
- 2 この要領の施行の日から平成18年3月31日までの間は、第5の規定にかかわらず、国は、収入超過者が入居している公営住宅については、事業主体に対して、近傍同種の住宅の家賃の額から入居者負担基準額を控除して得た額に当該入居者の収入に応じて次の表に定める率を乗じて得た額に入居者負担基準額を加えて得た額を近傍同種の住宅の家賃の額から控除した額に、補助対象月数及び収入超過者が入居している公営住宅の戸数を乗じて得た額及び第7第4項に定める附帯事務費の合計額に、2分の1を乗じて得た額を補助するものとする。ただし、入居者負担基準額が近傍同種の住宅の家賃の額を超える場合は、補助金の額は0円とする。

入居者の収入		率
イ	200,000円を超え、238,000円以下の場合	7分の1
ロ	238,000円を超え、268,000円以下の場合	4分の1
ハ	268,000円を超え、322,000円以下の場合	2分の1

- 3 前項の補助金の額の算定は、公営住宅の団地別、管理開始年度別、構造別、床面積別及び前項に規定する入居者の収入の区分別に行うものとし、当該補助金の額の算定に当たっては、第7第5項の規定によるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成9年4月1日から適用する。
- 2 改正法附則第5項の規定に基づき、新法の規定の適用を受ける住宅について、平成10年3月31日以前に新法第16条に基づき家賃を決定している場合にあっては、国は、当該家賃の決定した日（ただし、当該日が前項の適用日以前のときは前項の適用日）から、この要領に基づく補助を行うことができる。

附 則

この要領は、平成10年4月8日から施行し、第9の規定は平成10年4月1日以後に公営住宅建替事業により新たに整備された公営住宅に入居する者の入居者負担基準額について適用する。

附 則

改正後の要領は、平成10年12月11日から適用する。

附 則

改正後の要領は、平成13年4月2日から適用する。

附 則

改正後の要領は、平成14年4月1日から適用する。

附 則

改正後の要領は、平成14年12月18日から適用する。

附 則

改正後の要領は、平成16年4月1日から適用する。

附 則

改正後の要領は、平成17年8月1日から適用する。

附 則

改正後の要領は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

- 2 地域優良賃貸住宅に係る規定については、地域優良賃貸住宅制度要綱（平成19年3月28日付け国住備第160号）の施行の日から施行する。
- 3 前項の施行の日までに、供給計画の認定を受けた特定優良賃貸住宅等及び事業に着手した特定優良賃貸住宅等については、なお従前の例によるものとする。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

- 2 この要綱の施行の際現に公営住宅に入居している者で第3の規定による入居者負担基準額（以下この項において「新入居者負担基準額」という。）がこの要綱の施行の日前の入居者負担基準額（以下この項において「旧入居者負担基準額」という。）を超えるものの次の表の上欄に掲げる年度の入居者負担基準額は、第3の規定にかかわらず、新入居者負担基準額から旧入居者負担基準額を控除して得た額に同欄に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める率を乗じて得た額に、旧入居者負担基準額を加えて得た額とする。

平成21年度	0.2
平成22年度	0.4
平成23年度	0.6
平成24年度	0.8

- 3 次に掲げる者に係る第9第2項に規定する入居者負担基準額については、平成26年3月31日までの間は、第9第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
 - 一 この要綱の施行の際現に公営住宅に入居している者
 - 二 この要綱の施行の日前に公営住宅法第24条第1項の規定による申込み又は同法第40条第1項の規定による申出がされ、同日以降に入居者の決定がされることとなる場合における当該申込み又は申出をした者

附 則

改正後の要領は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

改正後の要領は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

改正後の要領は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

改正後の要領は、平成27年4月9日から適用する。

附 則

改正後の要領は，令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

改正後の要領は，令和 8 年 4 月 7 日から適用する。